

## 新型コロナウイルス感染症の「陰性証明書」等について

当院では、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けた方の「陰性証明書」またはそれに類する書類の発行はしておりません。

なお、陰性証明等を職場から求められるなどお困りの際は、県の新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルなどにご相談ください。

以上の取り扱いにつきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### (参考)

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が示している「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和 2 年 5 月 1 日付け）」において、「就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要はない」とされています。
- 厚生労働省作成「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方むけ）10 その他問 6」において「医療機関や保健所への各種証明書の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。」とされています。

2020 年 9 月



足柄上病院 医事課